

ヒルドマイルド事件

審決取消請求事件

令和3年9月21日判決（知財高裁） 令和3年（行ケ）第10028号

キーワード：結合商標の類否判断／誤認混同の判断基準

担当 弁理士 今村 悠

1. 事案の概要

原告は、令和2年2月28日、本件商標（被告の商標）について商標登録無効審判（無効2020-890023号）の請求をしたが、特許庁は、令和2年12月25日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。これに対し、原告が審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件商標（被告の商標）

商標の構成 : 「ヒルドマイルド」（標準文字）
登録番号 : 第6178213号
出願日 : 平成30年 8月 8日
登録日 : 令和元年9月6日

4. 引用商標

(1) 登録第459931号商標

商標の構成 : 「H i r u d o i d」
登録出願日 : 昭和29年5月12日

(2) 登録第1647949号商標

商標の構成 : 「ヒルドイド」
登録出願日 : 昭和56年1月30日

5. 争点

被告の商標が引用商標（引用商標（2））と類似するか否かが争われた。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

・商標の類否について

商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、商標がその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべきであり、かつ、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である。

結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合等、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものと認められない場合には、その構成部分の一部を抽出し、当該部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することも許される。

・本件商標（被告の商標）について

本件商標は、その構成中の「マイルド」の文字部分は、日常的に使用されており、ひとまとまりの語句として強く認識され得るものであることからすると、本件商標は「ヒルド」と「マイルド」の結合商標であるとみることができる。

「ヒルド」の構成部分は、辞書等に採録された既成語ではなく一種の造語と理解され、長期にわたって原告商品の外には薬剤の名称には使用されておらず、需要者に対し、商品の出所識別標識として強い印象を与える。これに対し、「マイルド」の構成部分は、指定商品である薬剤との関係において、自他識別機能は極めて弱いというべきであり、「マイルド」の構成部分から出所識別機能としての称呼、観念が生じるとはいえない。

そうすると、本件商標については、「ヒルド」の文字のみを抽出し、この部分だけを引用商標と比較して類否を判断することも許される。

したがって、本件商標は、「ヒルドマイルド」の外観及び称呼のほか、「ヒルド」の外観及び称呼が生じる。「ヒルド」は一種の造語と理解され、特定の観念を生じない。「ヒルドマイルド」が薬剤に使用された場合には、「薬効又は刺激が弱い『ヒルド』」という観念が生じ得る。

・本件商標と引用商標（2）の類否

（1）本件商標は、その7文字中、4文字目の「マ」、6文字目の「ル」を除く「ヒルド」「イ」「ド」の5文字が引用商標2と共通し、その並び順も同じである。

称呼についてみると、本件商標と引用商標2は、「ヒルド」「イ」「ド」の5つの構成音が共通し、その並び順も同じであり、印象の強い語頭の3音と語尾の1音が同じである。

本件商標は、薬剤に使用された場合、「薬効又は刺激が弱いヒルド」を連想させる。

本件商標の「ヒルド」の構成部分と引用商標2を比較すると、その3文字全てが引用商標

2の冒頭3文字と共通し、その3つの構成音全てと引用商標2の語頭の3つの構成音が共通する。「ヒルド」及び引用商標2はいずれも特定の意味を有しない造語であり、それ自体から特定の観念は生じない。

(2)原告商品は医療用医薬品であるものの、その需要者は医療関係者に限られるものではなく、その最終需要者は患者である。

記事やオンラインショップ等で、市販品であるへパリン類似物質含有製剤について『「ヒルドイド」で知られる医療用保湿剤の成分」を配合している旨の説明がされるほどに「ヒルドイド」が市販品である保湿剤の購入者に知られていたと推認されることからしても、原告使用商標が表示された原告商品の需要者には、医師等医療関係者のみならず患者も含まれるというべきである。

その上で、取引の実情について検討するに、引用商標1を表示した原告商品が60年以上にわたり販売され、約40年は引用商標2も併せて表示されていること、原告が原告商品について一定の宣伝活動を継続していること、平成29年度には原告商品が医療用医薬品の年間売上げで19位となるなど非常に高い売上げを有していること、平成26年度から平成30年度までの間のへパリン類似物質含有製剤又は血液凝固阻止剤の分野における原告商品の売上占有率は、全期間を通じて金額にして7割、数量にしても5割を超えていたこと、平成29年頃には、保湿クリームとして女性誌等でも取り上げられ、美容目的で処方を受ける例があることが疑われるなどとして問題視されるまでになっていたこと、原告が適正な処方をするよう注意喚起した後に、原告商品と同じへパリン類似物質を配合した市販品(医薬品又は医薬部外品)が複数販売されるようになり、製造者や販売店が、「ヒルドイドで有名な『へパリン類似物質』を配合」などと説明するなどしていたこと及び令和3年2月から同年3月に実施されたアンケートによると乾燥肌等に対する皮膚薬を使用又は1年以内に使用した者の44%が「ヒルドイド」を保湿剤であると認識していたことからすると、平成29年頃までには、需要者の相当割合の者が、「ヒルドイド」という造語から、「へパリン類似物質を配合した保湿剤」である原告商品を想起するものと認められ、長期間をかけて形成されたこの状況は、本件商標の出願日及び本件査定日においても継続していたものと認めるのが相当である。

(取引の実情から、)本件商標の出願日及び本件査定日時点において、需要者の間では、「ヒルド」は、「ヒルドイド」を意味する単語として認識されていたと認めるのが相当であるから、「ヒルド」と引用商標2は、観念を共通とする。

本件商標と引用商標2は、指定商品が同一で、外観、観念、称呼に共通している部分があり、同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるというほかないから、両商標は類似すると認めるのが相当である。

以上